

# 言語聴覚士教育見直しの背景

# 言語聴覚士の概要

## 業 務 等 ※言語聴覚士法（平成9年法律第132号）

- 音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。（法第2条）
- 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為（※1）を行うことを業とすることができる。（法第42条第1項）

※1 厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。（施行規則第22条）

1. 機器を用いる聴力検査（気導により行われる定性的な検査で次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除く。）

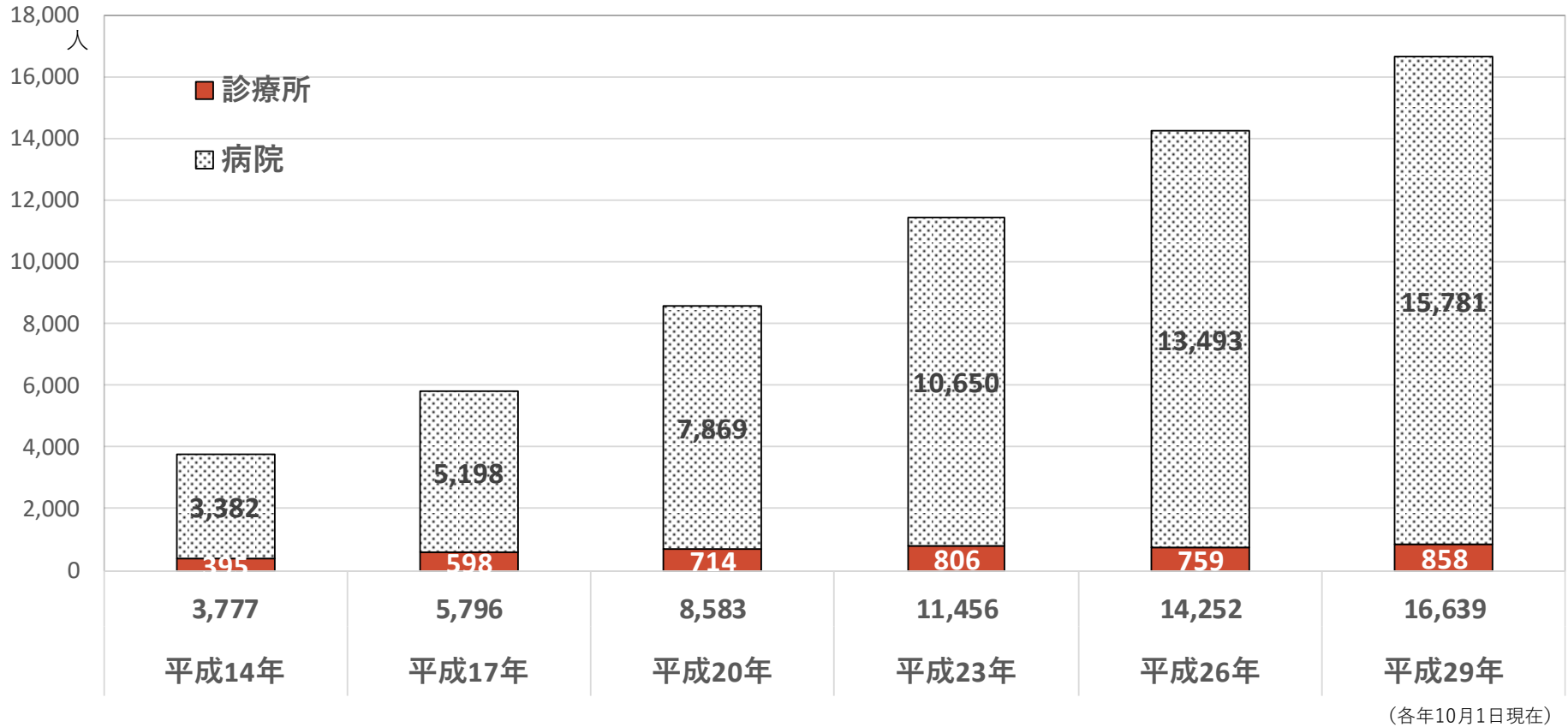
イ	周波数1, 000ヘルツ及び聴力レベル30デシベルのもの
ロ	周波数4, 000ヘルツ及び聴力レベル25デシベルのもの
ハ	周波数4, 000ヘルツ及び聴力レベル30デシベルのもの
ニ	周波数4, 000ヘルツ及び聴力レベル40デシベルのもの

2. 聴性脳幹反応検査
3. 眼振電図検査(冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。)
4. 重心動揺計検査
5. 音声機能に係る検査及び訓練(他動運動若しくは抵抗運動を伴うもの又は薬剤若しくは器具を使用するものに限る。)
6. 言語機能に係る検査及び訓練(他動運動若しくは抵抗運動を伴うもの又は薬剤若しくは器具を使用するものに限る。)
7. 耳型の採型
8. 補聴器装用訓練

## 現 況

- (1) 免許取得者数（令和元年12月31日現在） 32,833名
- (2) 医療従事者数（平成29年10月1日 医療施設調査・病院報告より）
- 病 院： 15,781名（常勤換算数）
- 診 療 所： 858名（常勤換算数）
- (3) 学校養成所数（令和3年4月1日現在） 74校 定員2,995名

# 言語聴覚士 業務従事者数の推移

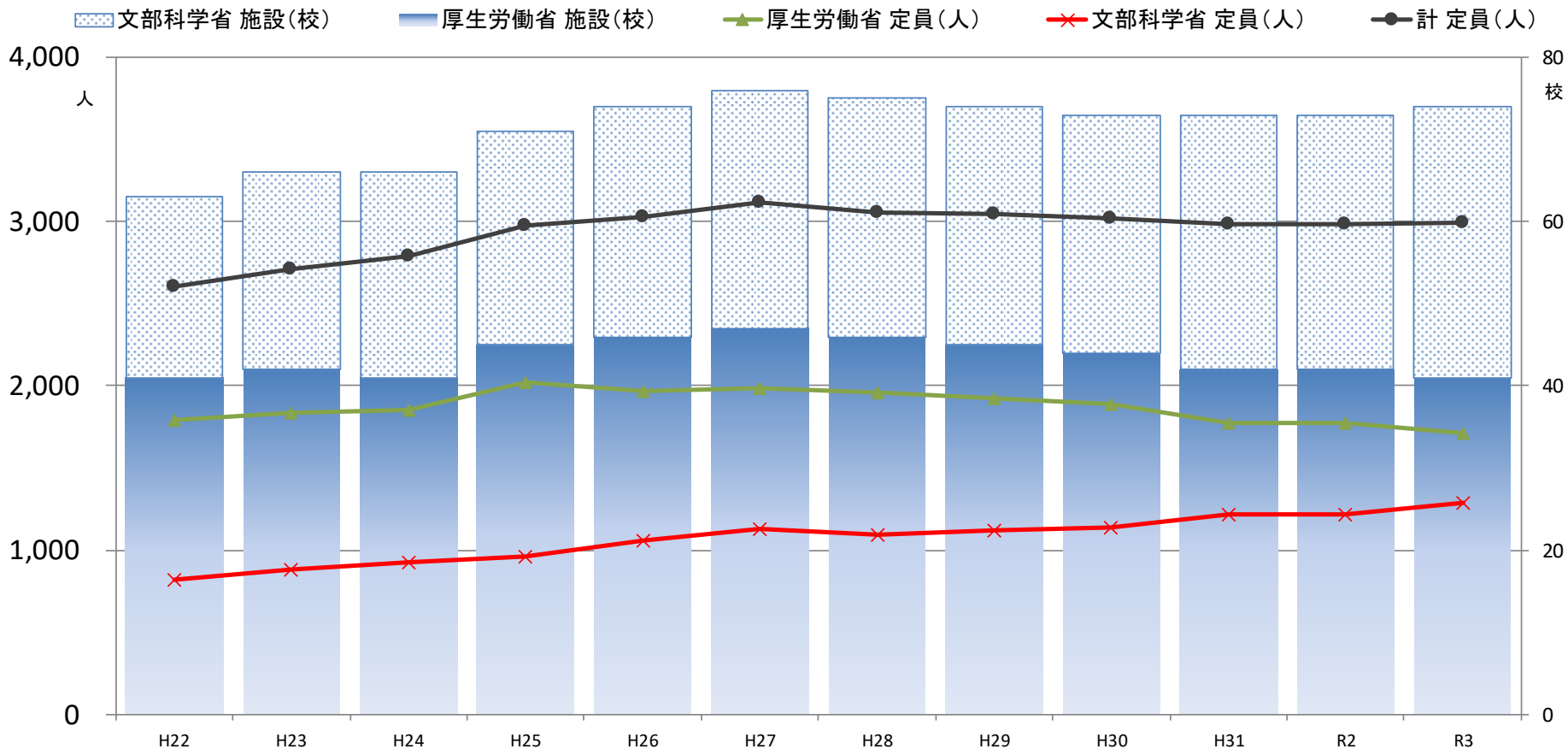


	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	平成29年
合計 (人)	3,777	5,796	8,583	11,456	14,252	16,639
病院	3,382	5,198	7,869	10,650	13,493	15,781
診療所	395	598	714	806	759	858

※医療施設調査・病院報告より作成。

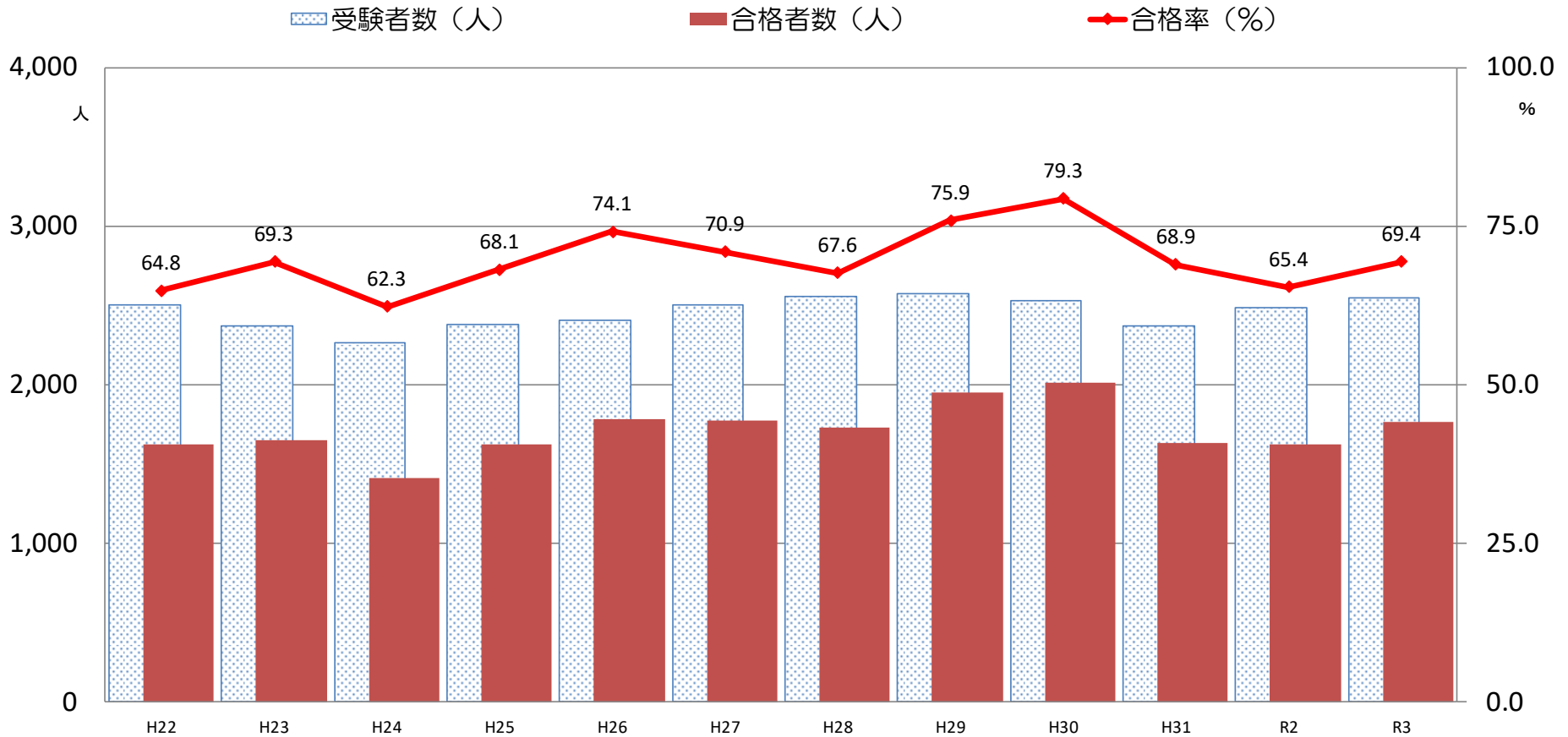
※従事者数は、常勤換算である。

# 言語聴覚士養成所数・養成定員 年度別推移（新入学生募集施設数）



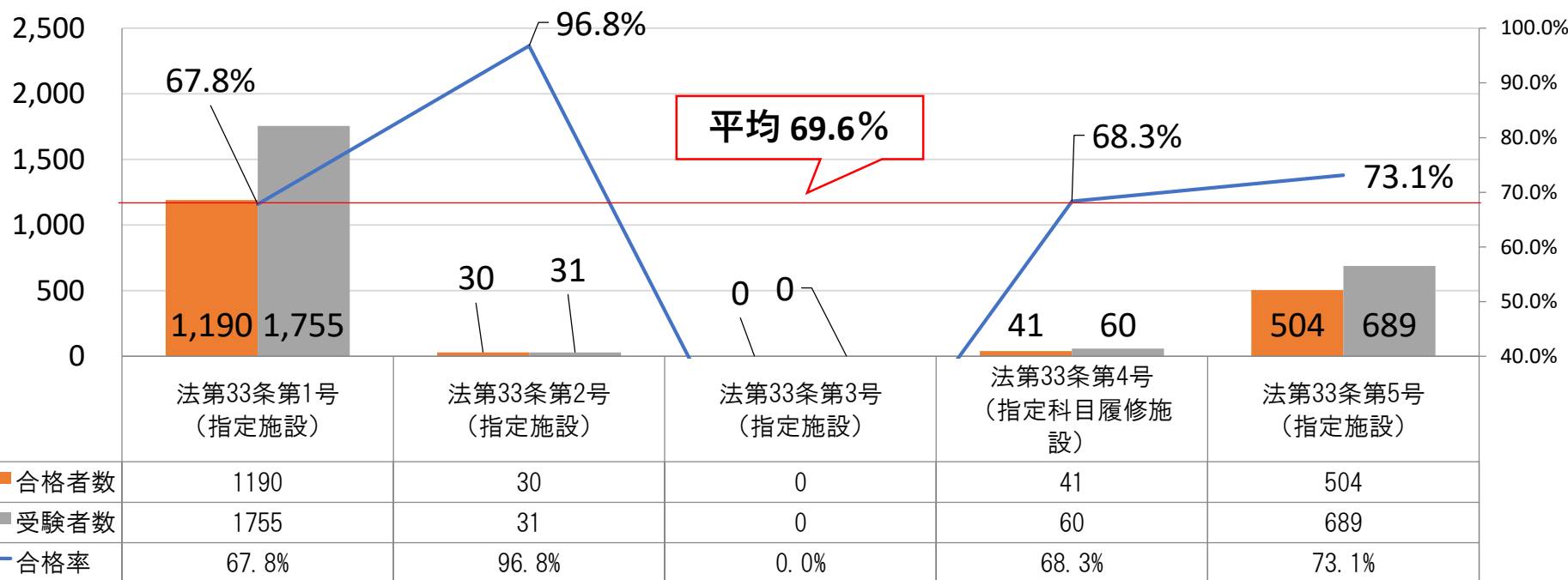
年 次		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
厚生労働省	施設(校)	41	42	41	45	46	47	46	45	44	42	42
文部科学省	施設(校)	22	24	25	26	28	29	29	29	29	31	31
厚生労働省	定員(人)	1,788	1,833	1,858	2,018	1,968	1,988	1,958	1,928	1,888	1,770	1,770
文部科学省	定員(人)	818	878	928	958	1,058	1,133	1,098	1,120	1,135	1,215	1,215
計	施設(校)	63	66	66	71	74	76	75	74	73	73	73
	定員(人)	2,606	2,711	2,786	2,976	3,026	3,121	3,056	3,048	3,023	2,985	2,985

# 言語聴覚士国家試験 合格率等推移



実施年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
受験者数 (人)	2,498	2,374	2,263	2,381	2,401	2,506	2,553	2,571	2,531	2,367	2,486	2,546
合格者数 (人)	1,619	1,645	1,410	1,621	1,779	1,776	1,725	1,951	2,008	1,630	1,626	1,766
合格率 (%)	64.8	69.3	62.3	68.1	74.1	70.9	67.6	75.9	79.3	68.9	65.4	69.4

# 令和3年 言語聴覚士国家試験 合格率（受験資格別） 総合格者数（※1）=1,765名



受験資格	施設数	総数			新卒			既卒		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
法第33条第1号 (指定施設)	60	1,755	1,190	67.8%	1,245	997	80.1%	510	193	37.8%
法第33条第2号 (指定施設)	1	31	30	96.8%	28	28	100.0%	3	2	66.7%
法第33条第3号 (指定施設)	0	0	0	0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
法第33条第4号 (指定科目履修施設)	6	60	41	68.33%	44	36	81.8%	16	5	31.3%
法第33条第5号 (指定施設)	32	689	504	73.1%	526	450	85.6%	163	54	33.1%
合計	106	2,546	1,766	69.4%	1,843	1,511	82.0%	703	255	36.3%

※1 総合格者数には、法第33条第6号(外国の養成所等)、法附則第2条該当者は含めていない。

**法(※1)第33条第1号**

文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所（以下「**指定施設**」という。）において、**3年以上** 言語聴覚士として必要な知識・技能を修得したもの

**法第33条第2号**

大学、高専、施行規則(※2)第14条で定める学校、文教研修施設、養成所において **2年**（高専は**5年**）**以上**修業し、かつ、**告示225号(※3)**で定める科目を修めた者

＜告示225号で定める科目＞

- |               |   |
|---------------|---|
| 1. 人文科学のうち2科目 | 5. 保健体育   |
| 2. 社会科学のうち2科目 | 6. 以下の科目のうち <b>8科目</b>  |
| 3. 自然科学のうち2科目 | 〔基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学〕 |
| 4. 外国語        |   |

指定施設にて、**1年以上** 言語聴覚士として必要な知識・技能※6を修得したもの

※6 第33条第1号の**基礎分野12単位、選択必須分野8単位を除いた**教育内容（指定規則(※7)第4条第2項第3号）

**法第33条第3号**

大学、高専、施行規則(※2)第15条で定める学校、文教研修施設、養成所において **1年**（高専は**4年**）**以上**修業し、かつ、**告示226号(※4)**で定める科目を修めた者

＜告示226号で定める科目＞

- |               |  |
|---------------|--|
| 1. 人文科学のうち2科目 | 5. 保健体育  |
| 2. 社会科学のうち2科目 | 6. 以下の科目のうち <b>4科目</b>   |
| 3. 自然科学のうち2科目 | 〔基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学、社会福祉・教育〕 |
| 4. 外国語        |  |

指定施設にて、**2年以上** 言語聴覚士として必要な知識・技能※6を修得したもの

※6 第33条第1号の**基礎分野12単位、選択必須分野8単位を除いた**教育内容（指定規則(※7)第4条第3項第3号）

**法第33条第4号**

大学において、**告示227号(※5)**で定める以下の科目を修めて卒業した者（以下「**指定科目履修施設**」という。）

- 〔基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学、臨床実習〕

**法第33条第5号**

- ・大学を卒業した者
- ・施行規則(※2)第17条で定める者及び準ずる者

指定施設にて、**2年以上** 言語聴覚士として必要な知識・技能※6を修得したもの  
※6 第33条第1号の**基礎分野12単位、選択必須分野8単位を除いた**教育内容（指定規則(※7)第4条第4項第2号）

**法第33条第6号**

- ・外国の法第2条に規定する言語聴覚士の業務に関する学校又は養成所を卒業した者
- ・外国で言語聴覚士の免許に相当する免許を受けた者

大臣認定

**法附則第2条該当者**

- 言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、文部大臣又は厚生大臣が指定したもののにおいて、
- ・法施行の際（平成10年9月1日）現に言語聴覚士として必要な知識及び技能の修得を終えている者
  - ・法施行の際（平成10年9月1日）現に言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法施行後に終えた者

言語聴覚士国家試験

※1 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）※2 言語聴覚士法施行規則（平成10年厚生省令第74号）※3 言語聴覚士法第33条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成10年厚生省告示第225号）

※4 言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成10年厚生省告示第226号）※5 言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目（平成10年厚生省告示第227号）

※7 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省令・厚生省令第2号）

## 言語聴覚士法

第33条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、**3年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの**
- 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所<sup>※1</sup>において**2年(高等専門学校にあっては、5年)以上**修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、**1年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの**
- 3 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所<sup>※2</sup>において**1年(高等専門学校にあっては、4年)以上**修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、**2年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの**
- 4 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において**厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者**その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 5 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、**2年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの**
- 6 外国の第2条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で言語聴覚士に係る厚生労働大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

※1 言語聴覚士法施行規則(平成10年厚生省令第74号)第14条(法第33条第2号の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所)

※2 言語聴覚士法施行規則(平成10年厚生省令第74号)第15条(法第33条第3号の厚生労働省令で定める学校、文教研修施設又は養成所)



# これまでの学校養成所指定規則等における改正の概要

## 言語聴覚士法の制定（平成9年）

- 厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者として、言語聴覚士の資格を定めた。

## 言語聴覚士学校養成所指定規則等による授業時間等の基準（平成10年）

### ○受験資格ごとの単位数

法第33条第1号(修業年数3年以上)	講義：73単位	臨床実習：12単位	選択必修科目：8単位	合計93単位以上
法第33条第2号(修業年数1年以上)	講義：61単位	臨床実習：12単位		合計73単位以上
法第33条第3号(修業年数2年以上)	講義：61単位	臨床実習：12単位		合計73単位以上
法第33条第4号(修業年数規定なし)	講義：単位規定なし	臨床実習：単位規定なし		
法第33条第5号(修業年数2年以上)	講義：61単位	臨床実習：12単位		合計73単位以上

※法第33条第2、3、5号は、同一の教育内容

### ○1単位の授業時間数

- ・講義及び演習 15時間～30時間
- ・実験、実習及び実技 30時間～45時間
- ・臨床実習 40時間以上

## 言語聴覚士養成所のガイドラインの策定（平成27年）

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）等により、言語聴覚士法（平成9年法律第132号）等の一部が改正され、言語聴覚士養成所の指定・監督権限を厚生労働大臣から都道府県知事に移譲。

これに伴い、新たに養成所課程に係るものを「言語聴覚士養成所指導ガイドライン」（平成27年3月31日医政発0331第30号（※））として通知した。

（※）地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言

## 指定基準

### 指定規則第4条第1項

- 1 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(法第33条第1号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)又は言語聴覚士法施行規則(平成10年厚生省令第74号。以下「規則」という。)第13条各号に掲げる者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、**3年以上**であること。
- 3 教育の内容は、**別表第1**に定めるもの以上であること。
- 4 **別表第1**に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち5人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに3を加えた数)以上は医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者(以下「医師等」という。)である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては3人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに1を加えた数)、その翌年度にあつては4人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあつては、1学級増すごとに2を加えた数)とすることができる。
- 5 専任教員のうち少なくとも3人は、免許を受けた後法第2条に規定する業務を5年以上業として行った言語聴覚士(以下「業務経験5年以上の言語聴覚士」という。)であること。ただし、業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては1人、その翌年度にあつては2人とすることができる。
- 6 1学級の定員は、10人以上40人以下であること。
- 7 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 8 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有すること。
- 9 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。
- 10 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 11 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。
- 12 専任の事務職員を有すること。
- 13 管理及び維持経営の方法が確実であること。

# 指定施設の指定基準に関する法令（法第33条第1号）

## ○別表第1

教育内容	基礎分野					専門基礎分野										専門分野					選択必修分野	合計	
	人文科学2科目	社会科学2科目	自然科学2科目	外国語	保健体育	基礎医学	臨床医学	臨床歯科医学	音声・言語・聴覚医学	心理学	言語学	音声学	音響学	言語発達学	社会福祉・教育	言語聴覚障害学総論 実習	失語・高次脳機能障害学	言語発達障害学	発声発語・嚥下障害学	聴覚障害学			臨床実習
単位数	2	2	2	4	2	3	6	1	3	7	2	2	2	1	2	4	6	6	9	7	12	8	93
備考	1科目は統計学とすること					医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む	形成外科学を含む	口腔外科学を含む	神経系の構造、機能及び病態を含む	心理測定法を含む			聴覚心理学を含む	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む				脳性麻痺及び学習障害を含む	吃音を含む	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと	専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと	

### 備考

- 1 単位の計算の方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。
- 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第15条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習12単位以上及び臨床実習以外の教育内容81単位以上（うち基礎分野12単位以上、専門基礎分野29単位以上、専門分野32単位以上及び選択必修分野8単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
- 4 学校教育法に基づく大学は、基礎分野については、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

## 指定基準

### 指定規則第4条第2項

- 1 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は規則第14条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において2年(高等専門学校にあっては、5年)以上修業し、かつ、法第33条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、**1年以上**であること。
- 3 教育の内容は、**別表第2**に定めるもの以上であること。
- 4 **別表第2**に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち3人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあっては、1学級増すごとに1を加えた数)以上は医師等である専任教員であること。
- 5 専任教員のうち少なくとも1人は、業務経験5年以上の言語聴覚士であること。
- 6 前項第6号から第13号までに該当するものであること。

### 指定規則第4条第3項

- 1 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第15条各号に掲げる学校、文教研修施設若しくは養成所において1年(高等専門学校にあっては、4年)以上修業し、かつ、法第33条第3号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、**2年以上**であること。
- 3 **別表第2**に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち4人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあっては、1学級増すごとに2を加えた数)以上は医師等である専任教員であること。ただし、医師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては3人(1学年に2学級以上を有する学校又は養成所にあっては、1学級増すごとに1を加えた数)とすることができる。
- 4 専任教員のうち少なくとも2人は、業務経験5年以上の言語聴覚士であること。ただし、業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあっては1人とすることができる。
- 5 第1項第6号から第13号まで、及び前項第3号に該当するものであること。

### 指定規則第4条第4項

- 1 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは旧大学令に基づく大学を卒業した者又は規則第17条で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 第1項第6号から第13号まで、**第2項第3号**及び**前項第2号**から第4号までに**該当するもの**であること。

# 指定施設の指定基準に関する法令（法第33条第2号、3号、5号）

## ○別表第2

教育内容	専門基礎分野										専門分野					合計	
	基礎医学	臨床医学	臨床歯科医学	音声・言語・聴覚医学	心理学	言語学	音声学	音響学	言語発達学	社会福祉・教育	言語聴覚障害学総論	失語・高次脳機能障害学	言語発達障害学	発声発語・嚥下障害学	聴覚障害学		臨床実習
単位数	3	6	1	3	7	2	2	2	1	2	4	6	6	9	7	12	73
備考	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む	口腔外科学を含む	神経系の構造、機能及び病態を含む	心理測定法を含む			聴覚心理学を含む		社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む			脳性麻痺及び学習障害を含む	吃音を含む	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと	

### 備考

- 1 単位の計算の方法は、大学設置基準第31条第2項の規定の例による。
- 2 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第15条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、免除することができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習12単位以上及び臨床実習以外の教育内容61単位以上（うち専門基礎分野29単位以上及び専門分野32単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

# 指定施設の指定基準に関する法令③ (法第33条第4号)

## 指定基準

### 厚生省告示第227号

言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第4号の規定に基づき、厚生大臣の指定する科目を次のとおり定める。

#### 科 目

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
基礎医学	臨床医学	臨床歯科医学	音声・言語・聴覚医学	臨床心理学	生涯発達心理学	認知心理学 学習・	言語学	音声学	言語発達学	音響学	社会福祉 ・教育	言語聴覚 障害学総論	失語・高次脳 機能障害学	言語発達障害学	発声発語・ 嚥下障害学	聴覚障害学	臨床実習
医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む	口腔外科学を含む	神経系の構造、機能及び病態を含む			心理測定法を含む				聴覚心理学を含む	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む	言語聴覚障害診断学を含む		脳性麻痺及び学習障害を含む	音声障害、構音障害及び吃音を含む	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む 小児聴覚障害、成人聴覚障害、	